

免許番号 共第57号

漁場の位置 姫路市飾磨区妻鹿及び中島地先

漁場の区域 次の点のうちA、ア、イ、ウ、サ、ク、キ、カ、オ、エ及びBを結んだ線、Dとシを結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

- A 姫路市飾磨区妻鹿パナソニック液晶ディスプレイ株式会社姫路工場南護岸南西角（北緯34度46.41分、東経134度40.61分）
- B 姫路市飾磨区中島関西電力株式会社姫路第一火力発電所南東角の護岸上に設置した標識（北緯34度46.42分、東経134度40.23分）
- C 姫路市姫路港飾磨港区東防波堤基部南角（北緯34度46.43分、東経134度39.59分）
- D 姫路市飾磨区中島字川尻新田南東角の護岸上に設置した標識（北緯34度46.88分、東経134度40.67分）
- ア Aから284度7分25メートルの点

（北緯34度46.41分、東経134度40.59分）

- イ アから194度7分465メートルの点

（北緯34度46.16分、東経134度40.52分）

- ウ イから180度895メートルの点

（北緯34度45.68分、東経134度40.52分）

- エ Bから128度35分25メートルの点

（北緯34度46.41分、東経134度40.24分）

- オ エから213度35分801メートルの点

（北緯34度46.05分、東経134度39.95分）

- カ オから297度20メートルの点

（北緯34度46.05分、東経134度39.94分）

- キ カから216度463メートルの点

（北緯34度45.85分、東経134度39.76分）

- ク キから280度496メートルの点

（北緯34度45.90分、東経134度39.44分）

- ケ Cから防波堤南側線に沿い西へ25メートルの点

（北緯34度46.43分、東経134度39.57分）

- コ ケから207度35分380メートルの点

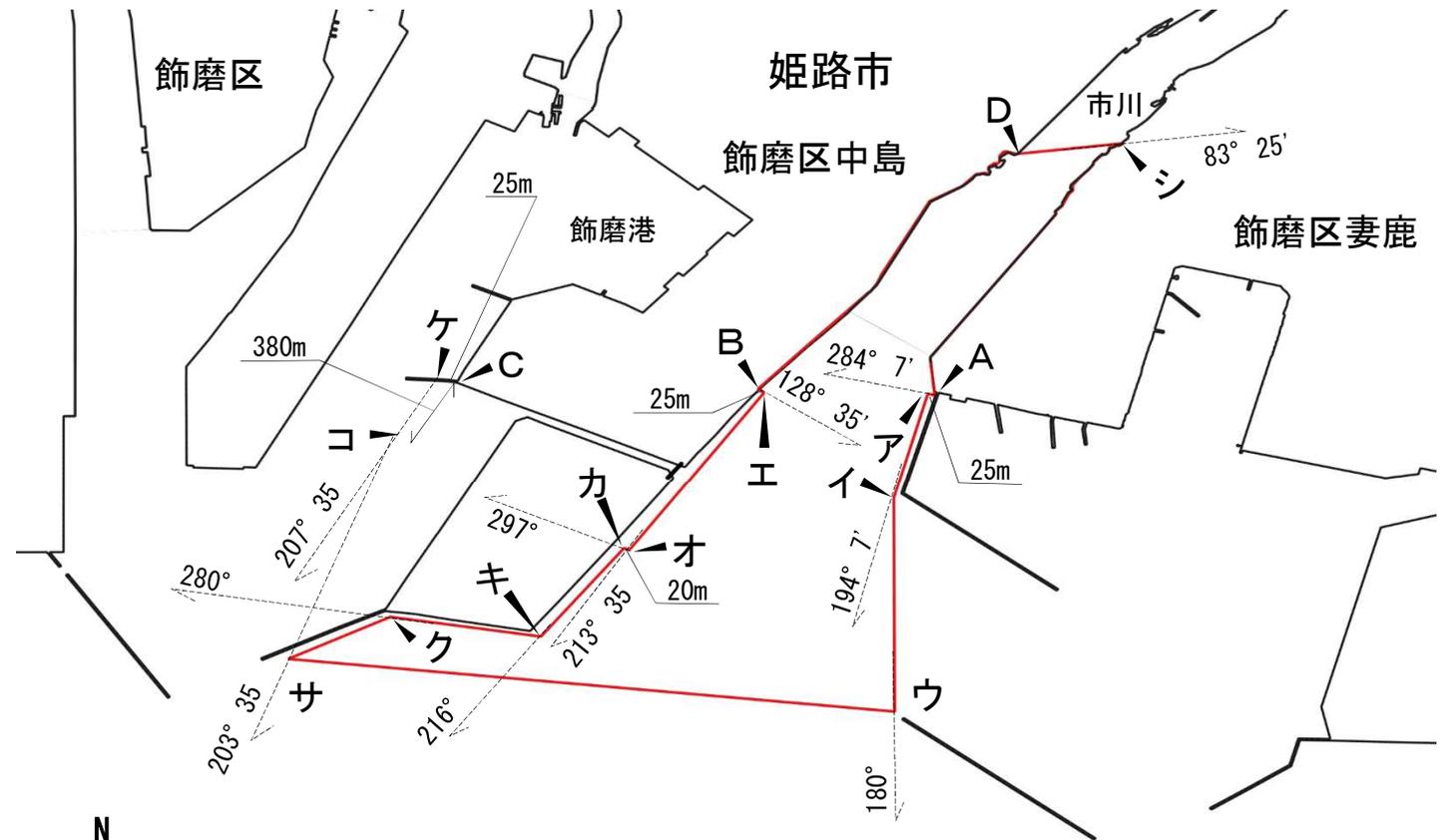
（北緯34度46.25分、東経134度39.45分）

- サ コから203度35分910メートルの点

（北緯34度45.80分、東経134度39.22分）

- シ Dから83度25分の線と対岸との交点

（北緯34度46.91分、東経134度40.95分）



令和5年9月1日 免許
共第57号

表示 番号	表 示											
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日		存続期間		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期			制限又は条件
1	1	あまのり漁業		11月1日から5月31日まで	1	あわび漁業		1月1日から12月31日まで	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。			
	1	あおのり漁業		11月1日から5月31日まで	1	とこぶし漁業		1月1日から12月31日まで				
	1	あおさ漁業		10月1日から4月30日まで	1	さざえ漁業		1月1日から12月31日まで				
	1	てんぐさ漁業		1月1日から12月31日まで	1	なまこ漁業		1月1日から12月31日まで				
	1	おごのり漁		1月1日から12月31日まで	1	たこ漁業		1月1日から12月31日まで				
	1	かき漁業		1月1日から12月31日まで	1	えむし漁業		1月1日から12月31日まで				
	1	あさり漁業		1月1日から12月31日まで	2	いそ刺網漁業		1月1日から12月31日まで				
	1	ばかがい漁業		1月1日から12月31日まで	2	ます網漁業		1月1日から12月31日まで				
	1	あかがい漁業		1月1日から12月31日まで								
	1	さるぼう漁業		1月1日から12月31日まで								
	1	おおのがい漁業		1月1日から12月31日まで								
	1	つめたがい漁業		1月1日から12月31日まで								
	1	はまぐり漁業		1月1日から12月31日まで								
	1	まてがい漁業		1月1日から12月31日まで								
1	とりがい漁業		1月1日から12月31日まで									
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号		共第57号		摘 要				

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	姫路市白浜町字万代新開甲912番地8 姫路市漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		